

引越手続きについて

引越が決まりますと、新生活に向けて様々な手続きが必要になります。

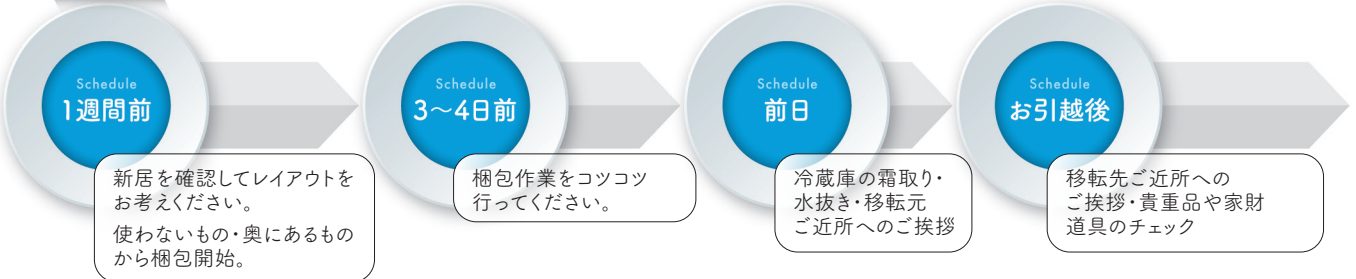
下記に一般的な手続きの事例をご紹介しますので、参考にお手続きをお済ませください。

※地域によって異なる場合がございますので、各機関に電話などでお確かめの上、お手続きを進めていただくことをお勧めいたします。

※予めお引越先のゴミ収集スケジュールを確認されておきますと大変便利です。



約1週間前からの引越手続きスケジュール



| | 手続きの種類 | 届け出先 | お手続きの方法 | チェック |
|------------|---------------------------|------------------------------|---|------|
| 約1ヶ月前 | 転校届 | 現住所の学校 | 学校へ連絡。在学証明書・教科書給付証明書を受け取る。 | ✓ |
| 2~3週間前 | 電話の移転届 | 現管轄のNTT | 電話(116番)でもしくはインターネット(Web116.jp)で連絡・手続き。 | |
| 約1週間前 | ネット回線・プロバイダ | ご利用の会社 | 電話もしくはインターネットで連絡・手続き。新住所でインターネットの新規加入をお考えの方は、弊社担当者にお気軽にご相談ください。 | |
| | 住民移動・転出届 | 現住所の市区町村役所 | 本人または、世帯主が所定の用紙に記入。印鑑必要。 | |
| | 国民年金・国民健康保険 | 現住所の市区町村役所 | 本人または、家族が連絡。それぞれ国民年金手帳・国民健康保険証・印鑑必要。 | |
| | 福祉関係 | 現住所の市区町村役所 | 本人または、家族が手続き。印鑑・転出証明必要。 | |
| | 不用品・大型ゴミ処分 | 市区町村役所または環境事業局 | 地方により異なるので、とりあえず役所受付に連絡。(有料の場合が多い) | |
| | 金融機関届 | 各銀行窓口 | 本人が所定用紙に記入。銀行印必要。(クレジット・保険会社は電話連絡) | |
| | 転校届 | 転入先の学校 | 必要書類を受け取り、市区町村役場に提出後、後日転入先の学校で手続き | |
| | ガスの開栓予約 | ご利用のガス会社 | ご利用のガス会社に予約し、当日に係員が来て開栓(要入居者立会)電話もしくはインターネットで連絡。 | |
| 3~4日前 | 郵便物の転送届 | 最寄りの郵便局 | 転居届・はがきに記入して、管轄郵便局宛に投函。(転送期間は1年間)またはインターネットで手続き。本人確認書類必要。 | |
| | 家賃の精算 | 不動産会社など | 賃貸契約書による日までに電話で連絡。 | |
| | 水道料金の精算 | 現管轄の営業所 | 電話で連絡。(集合住宅は家主管理の場合があります。) | |
| | ガス料金の精算 | 現管轄の営業所 | 電話もしくはインターネットで連絡。(指定日に係員が来てガスを止め、料金を精算します。) | |
| | 電気料金の精算 | 現管轄の営業所 | 電話もしくはインターネットで連絡。(指定日に係員が来て電気を止め、料金を精算します。) | |
| | 新聞などの精算 | 現管轄の営業所 | 配達員に伝えるか、電話連絡。 | |
| | NHK | NHK | 電話(0120-151515)もしくはインターネットで連絡。 | |
| | ペットについて | 現住所の市区町村役所・保健所 | 印鑑、旧鑑札、予防接種済書を提出。 | |
| 新居への道路確認など | | トラックが通れないなど・・・当社に早めにご連絡ください。 | | |
| お引越後 | 住民転入届 | 市区町村役所 | 本人または、世帯主が転入14日以内に手続き。転出証明・印鑑必要。 | |
| | 国民年金・国民健康保険・福祉関係 | 市区町村役所 | 本人または、世帯主が転入14日以内に手続き。転出証明・印鑑必要。 | |
| | 水道開栓 | 水道局または役所 | 新設の場合は水道公認業者に問い合わせる。既存住宅の場合届人の印鑑と前使用者の名前。借家の場合は家主の印鑑と賃貸借契約書。 | |
| | 電気の再点 | 引越先の電気会社 | 使用開始連絡ハガキ・使用開始申込書を郵送。電話もしくはインターネットで連絡。 | |
| | マイナンバー通知カード／マイナンバーカード住所変更 | 市区町村役所 | 本人または、世帯主などが転入14日以内に手続き。マイナンバー通知カード(マイナンバーカード)・本人確認書類必要。まとめる場合は窓口に行かない人の身分証明書も必要。 | |
| | 運転免許証の住所変更 | 所轄の警察または安全協会 | 免許証・住民票を持って15日以内に手続き。他都道府県の場合は写真1枚必要。 | |
| | 自動車の登録変更 | 引越先の陸運事務所 | 本人または、代理人(委任状)が転居後15日以内に手続き。車庫証明・車体検査・新住民票・実印・車が必要。 | |
| | ペットについて | 引越先の市区町村役所・保健所 | 予防接種済書を持参。 | |
| | 印鑑登録 | 市区町村役所 | 本人がなるべく早く届出。登録印・所定届用紙・本人確認書類必要。 | |
| | 転居挨拶・案内状 | | できるだけ早めに印刷し、郵送。 | |